

特別養護老人ホームくつろぎ入所契約書

_____（以下、「契約者」という。）と社会福祉法人治恵会（以下、「事業者」という。）は、事業者が運営する特別養護老人ホームくつろぎ（以下「施設」という。）における契約者に対して行う施設介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

- 1 事業者は、契約者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、契約者が指定を受けた当事業所において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目指して、日常生活を営むために必要な居室及び共同設備等を使用させるとともに、施設介護サービスを提供します。
- 2 提供するサービスの種類又は内容を変更する場合には、「契約変更・更新合意書」の概要欄に必要事項を記載し、署名押印の上で、変更内容を追加して添付します。

（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、契約の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約満了日の7日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申出がない場合、本契約は当然に更新されるものとします。
- 3 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 4 契約期間満了以前に契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日に変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

（施設サービス計画の作成及び変更）

- 1 事業者は、契約者のための施設サービス計画を作成する、計画担当介護支援専門員（以下、「担当者」という。）が本条項に定める職務を誠実に遂行するよう責任を持って指導監督します。
- 2 担当者は、契約者の入所後、速やかに施設サービス計画の作成に着手します。
- 3 前条に規定する契約者のための施設サービス計画が作成されるまでの間は、施設は契約者がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な介護福祉サービスを提供します。
- 4 担当者は、契約者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、契約者が自立した日常生活を営むことができるよう、契約者と協議して施設サービス計画案を作成します。
- 5 契約者はいつでも担当者へ施設サービス計画の内容を変更するよう申し出る事ができます。
- 6 担当者は施設サービス計画案又は、変更された施設サービス計画案の内容を説明し、契約者に対し同意を得ます。その場合、契約者に対して書面を交付し、確認するものとします。

（施設サービスの内容と提供）

- 1 事業者は、介護保険の基準サービスとして居宅における生活への復帰を念頭に置いて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話、看取りケアを提供するものとします。
- 2 事業者は、前項に定めた内容について、契約者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、契約者の定期・緊急時の医療機関受診時にあらかじめ契約者またはご家族、身元引受人の委任を受け・付添い、その情報を共有できるものとします。
- 4 事業者は、契約者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の契約者の行動を制限しません。
- 5 契約者の要介護認定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- 6 契約者は、事業者が別に定める入所者預かり金等管理規程に基づき、日常生活上の金銭及び貴重

品の管理を事業者委任することができます。

- 7 契約者が前項の委任をする場合には、入所者預かり金等管理規程の定めるところに従い、契約者は、事業者と委任契約を取り交わします。
- 8 事業者は、サービスの提供記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。
- 9 契約者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該契約者に関する提供記録を閲覧できます。
- 10 契約者は、当該利用に関するサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に際しては、事業者は契約者に対して実費相当額を請求します。
- 11 施設は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定を遵守し、施設の職員による虐待が行われないようにします。

(緊急時の対応)

契約者様に病状の急変が生じた場合や、その他予測不能な急性増悪時に関しまして必要に応じて、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を取り、必要な治療等が受けられるようにするとともに、あらかじめ届けられた家族等の連絡先に連絡するものとします。

(事故発生時の対応)

入所されますと、契約者様の生活環境が一変し、予測できない行動や状態の変化が起こる可能性があります。事故防止について細心の注意を払っていても、歩行時の転倒事故・ベッドからの転落事故・食事中の窒息事故など不測の事態を未然に100%防止することはできません。

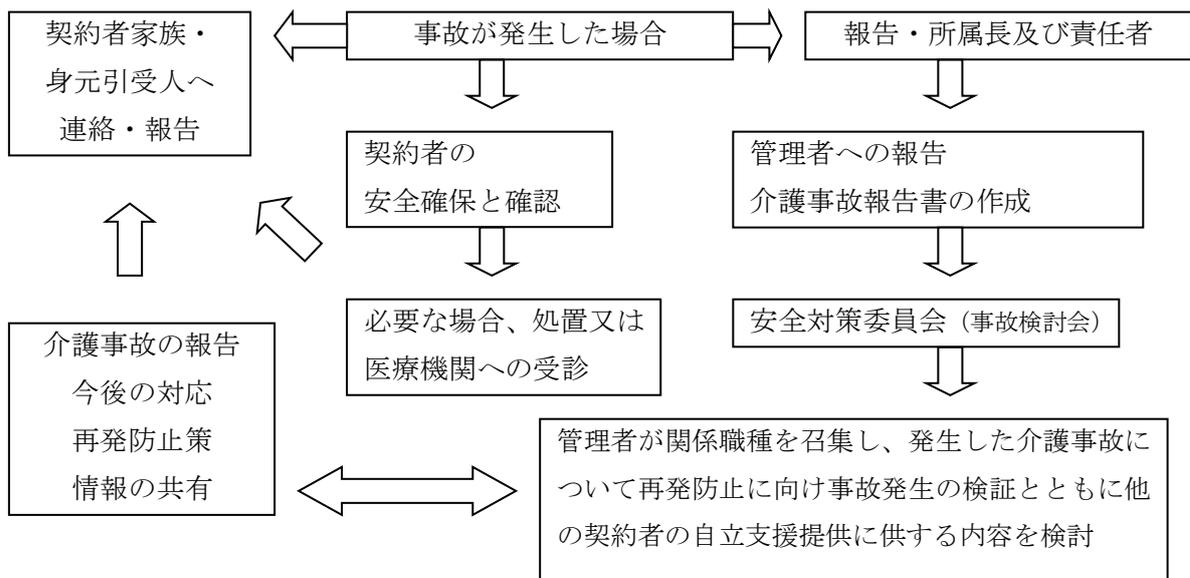
運営規定第36条に基づき、施設内にて契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに当該市町村保険者又は管轄保健所、契約者の家族に連絡し、必要な措置を講じます。但し生命に関わるような緊急やむを得ない場合については事後報告になることもあります。

(1) サービスの提供を行っている際に、契約者の病変及び事故が生じた場合必要な措置を講じると共に以下の対応を行います。

- ① あらかじめ届けられた御家族等へ電話等により連絡いたします。
- ② 急を要する場合は事業者の判断により病院へ搬送し、事後報告となる場合もあります。
- ③ 必要に応じて市町村及び道へ連絡します。

(2) 当施設における再発防止策

- ① 事故の報告に基づき、施設の事故防止委員会により内容検討し、再発防止に努めます。



(施設利用上の留意事項)

- 1 契約者は、居室、共用部分及び敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの提供のため及び安全・衛生管理上必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者及びサービス従事者は、契約者のプライバシー及び個人情報等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、自己の故意又は重大な過失により施設の設定備、備品を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 前3項に定めるほか、契約者は、施設の使用にあたっては、事業者が別に定める運営規程を遵守するものとします。

(利用料の種類)

- 1 契約者は、施設から介護保険給付対象の介護福祉サービスの提供を受けたときは、施設に対し、【重要事項説明書 別紙】の記載に従い、介護報酬の契約者負担分を支払います。
- 2 契約者は、前項に定める他、【重要事項説明書 別紙】の記載に従い、居住費及び食費を支払います。
- 3 契約者は、施設から介護保険給付対象外のサービスの提供を受けたときは、【重要事項説明書 別紙】の記載に従い、その利用料全額を支払います。

(利用料の支払)

- 1 施設は介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、契約者に代わって市町村から支払を受けます。
- 2 施設は当月分の利用料（介護報酬の自己負担分、居住費及び食費、介護保険給付対象外のサービス利用料）の金額を翌月10日までに契約者及び契約者の家族に通知し、契約者は当月の利用料を翌月20日までに指定した個別の方法により支払います。
- 3 施設は前項の利用料の通知にあたっては、介護報酬の自己負担分、居住費及び食費、介護保険給付対象外のサービス利用料ごとに、その明細を付して、分かりやすく通知するものとします。
- 4 施設は契約者について適用される利用料減額制度（名称を問わず契約者の支払金額が減額となる制度一般を広く含む。）の有無について十分に調査し、利用可能な減額制度がある場合には、契約者、契約者の代理人、契約者の家族に対してその内容及び手続を教示し、必要に応じて減額手続をとることを援助するものとします。

(利用料の変更)

- 1 施設は、介護保険法その他の関係法令の変更、契約者の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の契約者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は速やかに契約者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を【重要事項説明書 別紙】にて通知するものとし、変更後の介護報酬の契約者負担分、居住費及び食費を請求することができるものとします。
- 2 介護保険給付対象外のサービス利用料を変更するには、契約者がその変更へ同意することを必要とするものとします。
- 3 前2項のいずれにおいても、施設は契約者、契約者の後見人、契約者の家族等の関係者に対して変更の理由と根拠を十分に説明します。
- 4 契約者は第1項に定める変更へ同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(外泊)

- 1 契約者は、1か月につき連続して原則6泊以内を限度として、外泊することができるものとします。但し月をまたいで6日以上利用することは不可といたします。
- 2 契約者は、外泊しようとする場合は、外泊開始日の3日前までに事業者へ届け出て、その同意を得るものとします。

3 外泊中の居住費及び食費の取り扱いは、次の各号のとおりとします。

- ① 居住費 外泊期間中の分についても支払うものとします。
- ② 食費 外泊期間中の分については支払う必要がないものとします。

(守秘義務等)

- 1 事業者及びその関係に携わる者は、サービスを提供する上で知り得た契約者、契約者の家族及び身元引受人（以下「契約者等」という。）に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後又、職員が職員でなくなった後も同様です。
- 2 事業者は、個人情報や居宅介護支援事業者等第三者に預託する場合は契約者等からあらかじめ文書で同意を得るものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、施設は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、施設は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。
- 4 前2項の規定にかかわらず、事業者及びサービス従事者は、次の場合は、契約者等の情報を行政機関又は医療機関等の第三者に提供できるものとします。

利用目的

- ① 介護保険に関わるサービスが円滑に提供されるための情報提供。
- ② 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整。
- ③ 契約者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合。
- ④ 行政からの要請などに応える場合。
- ⑤ その他サービス提供で必要な場合。
- ⑥ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

肖像権及び施設内におけるボランティア・実習生との交流

- ① 施設においてはその性格上、他ご契約者のご家族、見学者、施設管理に関する業者等の施設への出入りがあります。
- ② 当法人では、広報誌等にて、ご契約者の皆様のご様子をご関係方面にお知らせしております。その場合、ご契約者のお写真を掲載させていただく場合があります。
- ③ 当法人では、各種資格取得を目指す学生等の実習を行う場として施設を提供しております。この実習生への情報提供及び実習生による介助を提供する場合があります。

(契約の終了)

次の事由に該当した場合は、本契約は終了します。

- 1 契約者の要介護状態区分等が、自立又は要支援と認定され直近の要介護認定の有効期間が満了したとき。
- 2 契約者の要介護認定が要介護1もしくは要介護2と認定され、入所指針に基づいても対象でないとき。
- 3 契約者が死亡したとき。
- 4 契約者について病院または診療所に長期に入院する必要性が生じ、その病院または診療所において契約者を受け入れる態勢が整い、退所が明確になったとき。
- 5 契約者について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において契約者を受け入れる態勢が整い、退所が明確になったとき。

(契約者の解約権)

契約者は事業者に対して、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合は、3日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は終了します。

(契約者の解除権)

施設が、介護保険法その他の関連諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合または施設及び施設の職員が契約者に対し不法行為を行った場合には、契約者は施設に対し、いつでもこの契約を解除することができます。この場合は、解除の意思表示が施設に到達した時点で契約は終了します。

(事業者の解約権)

事業者は、やむを得ない事情がある場合、契約者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ① 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(事業者の解除権)

施設は、契約者が次の各号に該当する場合には、3週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- 1 契約者が正当な理由なく、利用料の支払いを4ヵ月以上滞納したとき
- 2 ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 3 契約者の行動が、他の契約者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、重大な影響を及ぼすおそれがあり、施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- 4 契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- 5 契約者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をし、改善の見込みがないとき
- 6 契約者又はその家族が事業者や職員に対して、強いハラスメントなどの著しい不信行為や本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(入院時の取り扱い)

- 1 事業者は、契約者が医療施設に入院した場合、3か月以内に退院すれば、退院後、再び施設に入所できるよう取りはからうものとします。ただし、入院後、契約者が本契約を解約する場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合（ただし書きに該当する場合を除く。）、契約者は、入院期間中、【重要事項説明書 別紙】に定める居住費（以下「居住費」という。）を事業者に支払うものとします。
尚、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用し、実際に短期入所生活介護に活用した期間については所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(退所時の援助)

契約の解除又は終了により、契約者が当施設を退所することになったときは、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者又はその他の介護保険施設、福祉サービス事業者、もしくは医療機関等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(居室の明け渡し)

- 1 契約者は、本契約終了日に施設を退去するものとします。
- 2 契約者は、退去時まで居室を入居前の状態に原状回復するものとします。ただし、居室の原状回復は、退去後1か月以内に行うものとします。
- 3 契約者が契約終了日までに居室を退去しない場合、契約者は、契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る居住費を事業者に対し支払うものとします。

(残置物の引取等)

- 1 事業者は、本契約が終了した後、契約者の残置物がある場合には、契約者にその旨連絡するものとします。
- 2 契約者は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、契約者は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 3 事業者は、前項ただし書の場合を除き、契約者が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を、契約者の費用負担により契約者に送達す

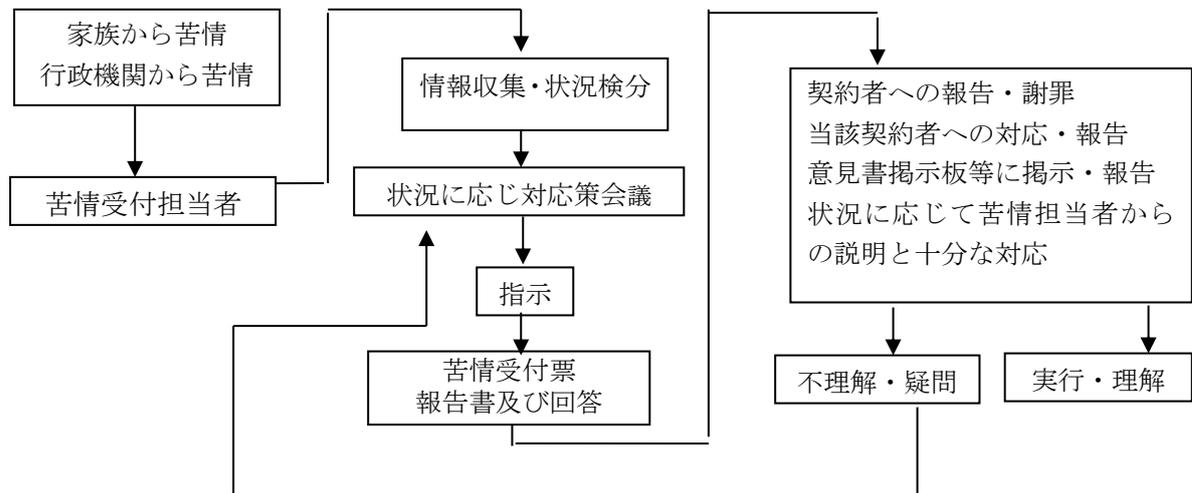
るものとしす。

- 4 契約者が前項の送達による引き取りに応じない場合、事業者は、残置物を身元引受人に引き渡すものとしす。また、引渡しにかかる費用については、契約者又は身元引受人にご負担いただきます。

(相談及び苦情対応)

- 1 事業者は、契約者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供する施設介護サービスに関する契約者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応しす。
- 2 事業者は、契約者から提供するサービスについて説明を求められた場合は、説明に応じ、必要な資料の提供等、協力を惜しみません。

利用等に係る苦情受付	社会福祉法人 治恵会 電話番号 0157(33)5537(代)
市町村に係る苦情受付	北見市役所 介護福祉課 TEL 0157(24)1144(代) 訓子府役場 介護福祉課 TEL 0157(47)5555(代) 置戸町役場 介護福祉課 TEL 0157(52)3311(代)
国保連に係る相談受付	国民健康保険団体連合会 TEL 011(231)5161(代)



(損害賠償責任)

事業者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償しす。但し、契約者の責めに帰すべき場合には、この限りではありません。守秘義務に違反した場合も同様としす。

(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者等が、本契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 2 契約者等が、契約者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- 4 事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して契約者等が行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。
- 5 地震・水害等の自然災害その他事業者の責任によらない事由によりサービスの提供ができず、契約者等に損害が発生した場合。

(本契約外の協議事項)

本契約に定められていない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と事業者が誠意をもった協議のうえ、定めるものとします。

(管轄裁判所)

契約者と事業者は、本契約に関してやむを得ず起訴となる場合は、契約者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(身元引受人)

- 1 契約者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、契約者に身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合は、この限りではありません。
- 2 身元引受人は、本契約に基づく契約者の一切の義務について、契約者と連帯して履行の責任を負うものとします。
- 3 本契約締結時に身元引受人とさだめる者は、連帯保証人という意も含めるものとします。
- 4 前項のほか、身元引受人は、次の各号の責任を負うものとします。
 - ① 契約者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
 - ② 契約終了の場合、事業者と連携して契約者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること
 - ③ 契約者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること

本契約を証するため、署名又は署名押印のうえ本契約書を2通作成し、契約者と施設で各1通保有します。

令和 年 月 日

契約者 住 所

氏 名 印

身元引受人 住 所

(筆記代行者)

氏 名 (続柄) 印

電話番号 (.....)

代行した理由

事業者

当施設は、契約者の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地	北海道北見市とん田東町444番地1
名 称	社会福祉法人 治恵会
代表者	施設長 藤田 昌大 ㊞
電 話	0157(33)5537(代)

令和3年7月1日 改訂